

平成18年6月13日
社 会 保 険 庁

「法令違反通報窓口」の設置について

趣 旨

社会保険庁では、今般、国民年金保険料の免除等について、法令等に定める手続に反する事務処理や、本庁からの調査指示に対する誤った報告が行われていたことを踏まえ、こうした問題の再発防止策の一環として、社会保険事務所及び地方社会保険事務局の事務手続における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者などお客様の皆様から、社会保険庁本庁が直接受け付ける体制を整備いたします。

実施内容

1. 「法令違反通報窓口」を社会保険庁総務部サービス推進課に設置し、社会保険事務所及び地方社会保険事務局の事務手続における法令違反の疑い等についての通報を受け付けます。
2. 「法令違反通報窓口」では、電話、メール及び手紙を通じて通報を受け付けます。
 - ① 電話については、社会保険庁「法令違反通報窓口」の専用番号 03-3595-2690（受付時間：平日9時～17時）へ、おかけください。
 - ② メールについては、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）に「法令違反通報窓口」のページを設けますので、ホームページの送信フォームからお送りください。
 - ③ 手紙については、
「〒100-8945東京都千代田区霞が関1-2-2 社会保険庁法令違反通報窓口」宛に、お送りください。
3. 受け付けた通報のうち、法令違反の疑いのあるものについては、社会保険庁法令遵守委員会において、取り扱わせていただきます。
4. いずれも、6月14日（水）から受け付けます。